

議案第43号参考資料

茨城県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第10条まで省略 (執行機関の組織)</p> <p>第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><u>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u></p> <p>第12条以下省略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各号に掲げる事務に付随する事務 	<p>第1条から第10条まで省略 (執行機関の組織)</p> <p>第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>第12条以下省略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各号に掲げる事務に付随する事務

改正前		改正後	
別表第2（第18条関係）		別表第2（第18条関係）	
区分	負担割合等	区分	負担割合等
1 共通経費	均等割 10%	1 共通経費	均等割 10%
	人口割 45%		人口割 45%
	高齢者人口割 45%		高齢者人口割 45%
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
3 保険料その他の納付金 （高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額）	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額	3 保険料その他の納付金 （高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額）	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額
備考		備考	
1 人口割の算定は、前年度の <u>3月31日</u> 現在の住民基本台帳に基づく人口による。		1 人口割の算定は、前年度の <u>1月1日</u> 現在の住民基本台帳に基づく人口による。	
2 高齢者人口割の算定は、前年度の <u>3月31日</u> 現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。		2 高齢者人口割の算定は、前年度の <u>1月1日</u> 現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。	

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。</u></p>